

高知県開発許可技術基準

令和7年4月

高知県土木部都市計画課

< 目次 >

第1節 目的	技-1
第2節 適用範囲	
1 適用範囲	技-1
2 複数の区域にわたる場合の適用範囲	技-1
3 開発行為の範囲	技-2
第3節 開発行為の許可基準	
1 既存計画との整合	技-4
2 現地調査等	技-4
3 申請者の資力・信用	技-4
4 工事施行者の能力	技-4
5 権利者の同意	技-4
6 公共施設の管理者の同意等	技-5
7 他法令との調整	技-6
8 開発行為に伴い設置される公共施設の管理	技-6
9 敷地面積の最低限度	技-6
第4節 技術基準	
1 用途地域等への適合	技-7
2 公共の空地	技-8
2-1 道路	技-8
2-2 公園、緑地又は広場	技-20
2-3 消防の用に供する貯水施設	技-21
3 排水施設	技-22
3-1 防災・安全措置	技-22
3-2 洪水調整池	技-25
4 給水施設	技-26
5 公共施設、公益施設	技-26
6 防災・安全措置	技-27
6-1 防災・安全措置	技-27
6-2 がけ面の保護	技-28
7 災害危険区域等の除外	技-36
8 樹木の保存、表土の保全	技-36
9 緩衝帯	技-37
10 輸送施設	技-37

第5節 小規模開発に伴う調整池設計基準

1	目的	技-38
2	調整池の洪水調節方式	技-38
3	多目的利用	技-38
4	計画対象降雨	技-38
5	洪水調整容量の算定	技-38
6	洪水のピーク流量	技-40
7	洪水到達時間	技-40
8	流出係数、流出率	技-40
9	計画対象降雨の求め方	技-40
10	設計堆積土砂	技-40
11	洪水吐き	技-40
12	放流管	技-41
13	流入口（調整口：オリフィス）	技-41
14	ダムの高さ	技-41
15	維持管理面からの設計上留意すべき事項	技-41
16	許容放流量	技-42
17	計算方法	技-43

この技術基準の中では、

「高知県都市計画法施行条例」は、「条例」、

「高知県都市計画法施行細則」は、「細則」、

「都市計画法」は、「法」、

「都市計画法施行令」は、「政令」、

「都市計画法施行規則」は、「省令」と表記しています。

※ また、この技術基準は下記のホームページからダウンロードできます。

都市計画課ホームページ「高知県開発許可制度の手引及び開発許可技術基準」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/tebiki-index/>